

院内感染防止への取り組み

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

全ての患者に対して標準的に講じる疾患非特異的な感染対策（全ての患者の汗を除く、血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性がある対象として対応する。標準予防策）及び感染経路別予防策を実践することにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

2. 院内感染防止のための部門、委員会等の設置

当院における院内感染発生時の迅速な対応及び院内感染の調整・対策・予防を図るために次の組織を設置する。

- 医療安全管理室
- 院内感染防止対策委員会
- 感染防止対策チーム

3. 感染予防対策のための教育・研修

患者及び医療従事者の感染リスクを最小限にするため、院内感染管理の基本方針考え方及び具体的方策について、職員に対して以下のとおり教育・研修を行う。

- ① 全職員を対象に、院内感染対策責任者を講師として、年2回の院内感染防止講習会を行う。
- ② 外部研修に積極的に参加し、講義内容を委員会に報告する。

4. 感染症の発生状況報告に関する事項

当院の細菌検査結果や感染報告書等から、微生物の検出状況を把握し、毎週開催するカンファレンスで必要に応じ対策の周知や指導を行う。

5. 抗菌薬の適正使用

適正に感染症診断を行い、その感染症に対して抗菌薬が必要な場合は、適正な「抗菌薬」を選択し、適正な「量」で適正な「期間」治療を行う。届出制としている。

6. 院内感染集団発生時の対応

- ① 院内感染発生が疑われる場合には、直ちに委員が情報収集を行い、臨時院内感染防止対策委員会を招集して対策を策定し、感染経路の遮断及び拡大防止に努める。
- ② 場合により、地域の周辺医療機関と連携すると共に、速やかに通常時から協力関係にある地域のネットワークに参加する医療機関の専門家に、感染拡大防止に向けた支援を依頼する。

7. 院内感染防止対策を推進するために必要な基本方針

- ① 「院内感染マニュアル」を整備し、全職員への周知徹底を図るとともに、定期的な見直し改定を行う。
- ② 群馬中央病院主催の感染対策合同カンファレンスに参加し、感染対策に関する情報の共有や意見交換を行い感染対策の推進を図る。

8. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

患者及びその家族より、感染防止指針及び感染防止マニュアルの閲覧希望があれば応ずる。

前 橋 城 南 病 院